

一般社団法人汎用台帳システム協会 第四期（令和3年度）事業報告書

自 令和3年10月1日 ～ 至 令和4年9月30日

I. 事業概要

汎用台帳システム協会は個人情報保護など、情報セキュリティを確保した汎用台帳システムの普及啓発を目指して、平成30年10月1日から活動を開始しました。第四期となる本事業年度も、コロナウィルス変異株により、今夏は東京都でも2万人/日を超える第七波の爆発的感染となりました。当協会もコロナ感染対策の観点から全ての活動を自粛せざるを得ない事業年度となり、次期以降、ウィズコロナにおける新しい教会活動を模索してまいります。

II. 重点取組事項

1. 協会 WEB サイトの運営

当協会の WEB サイト (<https://www.uls-a.net>) は、汎用台帳システム基盤の重要性、台帳管理の課題抽出や問題解決手法等のコンテンツ制作を継続的に行い、協会 WEB サイトを通じた普及啓発を重点施策と位置付け、WEB サイトの充実に努めています。

2. 汎用台帳システム研究会

政府の緊急事態宣言を受け、密閉・密集・密接を避けるため、全てのセミナー、研究会を自粛しています。

III. 事業内容

1. 理事会の開催

令和3年 12月14日	臨時社員総会 理事の退任に伴う改選に関する件（定款第24条） 中村壽孝、内田幸一、小野寺清人、梅原寿夫、伊藤恵章の各氏が理事に選任され、被選任者は席上その就任を承諾した。
----------------	---

令和3年 12月14日	第九回理事会（電磁的方法による） 代表理事に中村壽孝氏、内田幸七氏を出席者の満場一致で選任し、 両氏は理事会の席上、代表理事への就任を承諾した。
----------------	--

2. 諸手続き

令和3年 12月28日	役員の変更登記 東京法務局に理事、代表理事の変更登記を行う。
令和4年 8月23日	適格請求書発行事業者の登録 日本橋税務署に適格請求書発行事業者の申請を行い、令和4年9月 9日、登録が完了した。（登録番号：T4-0100-0502-9162）

IV. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する決議の内容

1. 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当法人の理事は、当法人の経営理念（定款目的）を常に意識し、その遵守に努めます。
- (2) 当法人は、「個人情報保護ポリシー」（以下「コンプライアンス等規程」という）に基づき、当社の社内体制の整備等を行い、法令・定款遵守の実効性の確保を図ります。

①組織体制

当法人の代表理事は、「コンプライアンス等規程」等に基づき、当法人の業務を統括・推進します。

②教育・研修

当法人は、定期的な法人内研修、適宜の社内説明会の開催等により、当法人の当該プログラムへの周知と、その理解を促進する活動を行います。

③財務報告の信頼性

当法人は、当法人の業務が健全に行われるよう十分に配慮しつつ、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の構築に努めます。

④監事監査

当法人の監事が、会計及び業務に係る定期監査並びに臨時監査を行い、当該法人の業務全般が法令、定款及び社内規程に照らして適正かつ有効に行われていることを確認します。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当法人の理事の職務の執行に係る情報については、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、所定期間、閲覧可能な状態を維持することとします。

3. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事は、効率経営の確保に向けて、業務の合理化・迅速化等を継続検討します。

4. 監事はその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、監事の職務を補助する使用人の理事からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

当法人の監事は、監査役スタッフを任命する場合、監事スタッフは、監事の職務の補助、及びこれに付随する事務を行います。なお、これら業務については、原則として、その指揮命令権は監事に属し、理事は監事スタッフに対する指揮命令権を有しないものとします。また、監事スタッフの人事考課、人事異動及び懲戒等については、監事の意見を徴するものとします。

5. 当法人の理事が、当法人の監事に報告を行うための体制

当法人の理事が、当法人の監事に報告を行うための体制について、以下の通り整備・実施します。

(1) 当法人の理事は、以下に定める事項について適宜報告を行います。

- ①業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を知った場合
- ②理事の職務遂行に関して不正行為、法令・定款・社内規則に違反する事実を知った場合又は社会通念に反する行為が発生する可能性若しくは発生した場合で、当該事実又は行為が重大である場合
- ③その他緊急・非常事態を知った場合

(2) 当法人の理事は、当法人の監事に対し、以下に定める事項について定期的又は必要に応じて報告を行います。

- ①会計資料
- ②業務報告
- ③重要な訴訟事案
- ④重要な会計方針・会計基準及びその変更
- ⑤重要開示書類の内容
- ⑥その他重要な事項等

(3) 当法人の理事は、当法人の監事からその職務の執行に関する報告を求められた場合、速やかに当該事項を報告します。

(4) 当法人の理事が、上記(1)(2)(3)に該当する報告を当法人の監事に対して行ったことを理由として、不利益な取り扱いを受けることがないことを社内規程等に定めます。

(5) 監事の職務全般にかかる費用は当法人が負担するものとします。

V. 計算書類

1. 貸借対照表

貸借対照表
(令和4年9月30日現在)

単位：円

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
普通預金	621,830	未払法人税等	70,000
		負債合計	70,000
		(純資産の部)	
		基金	1,000,000
		繰越損失	△448,170
		純資産合計	551,830
資産合計	621,830	負債・純資産合計	621,830

2. 損益計算書

損益計算書
(自令和3年10月1日～至令和4年9月30日)

単位：円

科目	金額	
(経常利益の部)		
経常収益		
財務収益		
受取利息	6	
経常収益合計	6	6

経常費用		
事業費用		
租税公課	10,000	
経常費用合計	10,000	10,000
経常損失		9,994
税引前当期損失		9,994
法人税・住民税及び事業税	70,000	70,000
当期純損失		79,994

(1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 計算書類及びその附属明細書の作成基準

一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しています。

② 消費税等の処理

税込方式により処理しています。

(2) 貸借対照表に関する注記

① 基金

基金は一般社団法人及び一般社団法人に関する法律第131条に規定する基金です。

単位：円

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
基金	1,000,000	—	—	1,000,000

以上

令和4年11月15日

監査報告

一般社団法人汎用台帳システム協会
監事 柴田 純孝

第三期事業年度の事業報告、計算書類、その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、監査方針を定めた上で、監査を実施しました。

具体的には、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告は法令及び定款に従い当法人の状況を正しく表示しています。
- (2) 理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- (3) 当法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備等についての理事会の決議の内容は相当です。
- (4) 計算書類は当法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しています。

3. 追記情報

記載すべき事項はありません。

以上